第４期金沢市中心市街地活性化基本計画骨子（案）

１．はじめに

金沢市は、人口約 46 万人、面積約 467 ㎢の中核市であり、伝統文化が市民の暮らしの中に息づくとともに、豊かな自然や歴史的な美しいまちなみが残っています。まちの基礎は、今から 430 年以上前、この地を統治した加賀藩主前田家によって確立されました。歴代藩主は、争いを避け、学術や文化を奨励したため、現在に至るまで、まちは戦禍に遭わず、往時の遺構やまちなみを今に残しています。こうした旧城下町の歴史的な佇まいの保存を進める一方、金沢港、金沢駅からまちの中心部へと至る都心軸を開発する「保存と開発の調和」を推進していくことが、金沢のまちづくりの基本となっています。

平成 18 年の中心市街地の活性化に関する法律の改正を受け、本市ではこれまで３期 15 年にわたり、中心市街地活性化基本計画を策定し、多面的かつ重層的に取組を進めてきました。

今回、新たな課題解決に向けた取組を加え、一層の中心市街地活性化を図るため、令和４年度からの５か年を対象とする第４期計画を策定し、引き続き積極的な取組を展開していきます。

□ 計画区域　約 860 ha

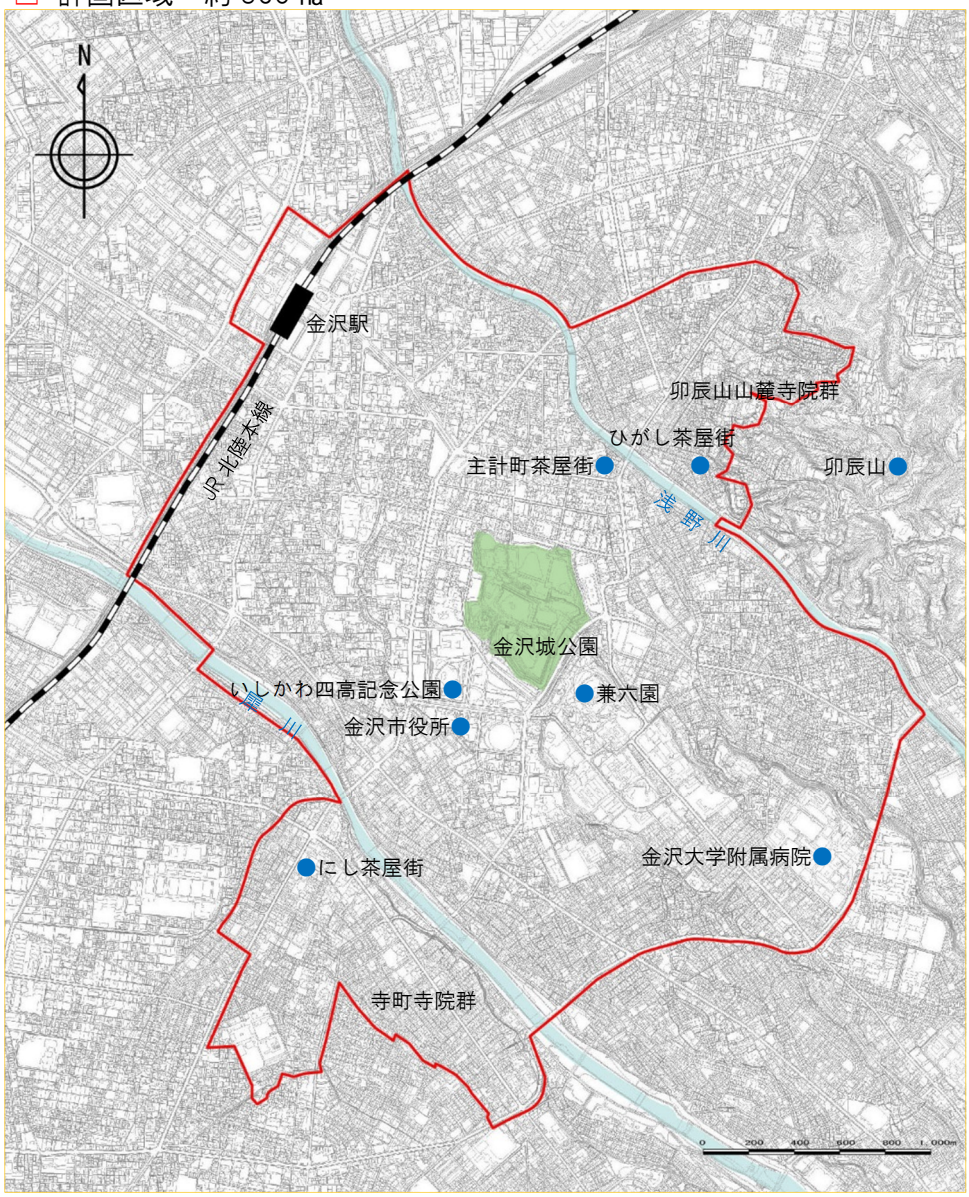

２．概要

計画期間 ： 令和４年４月 ～ 令和９年３月

（1）中心市街地の活性化に関する基本的な方針

金沢市では、旧法計画及び認定計画（第１期、第２期、第３期）に基づく、中心市街地活性化の取組により、都市機能の低下を食い止め、伝統とにぎわいが調和した金沢ならではのまちづくりを進めてきました。

特に、第３期認定計画では、市民生活と来街者との調和という新たな課題の解決を目指しながら、これまでの取組のなかで、交流人口の拡大に大きく寄与した「古いものと新しいものが調和する美しいまちづくり」を継承しつつ、これまで培ったまちの個性や文化の保全、活用、商業施設や交通の再生を促進し、中心市街地の価値を高めるとともに、市民・来街者双方にとってアクセシビリティの高い環境を整備することで、定住人口及び交流人口の拡大を図り、中心市街地の活性化を推進しました。

その結果、社会動態の改善、交流人口の拡大など、徐々に取組の効果が発現されるようになりました。しかし、全国的な問題である人口減少・超高齢化、老朽化したビルや空き家、コインパーキングなどの低未利用地の増加による安全性やまちなみ景観の問題は依然として改善されていません。加えて、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行により、まちを訪れる人が激減し、まちの賑わいがまだ戻りません。今後も、パンデミックの流行や大規模自然災害が繰り返し発生することが予想されるなど、不確実性が高まっています。そうした中、先人から引き継いだまちの個性と魅力を磨き高めることに加え、まちの多様性と包摂性を確保することで、より多くの市民にとって「居心地が良く歩きたくなるまちなか」を創出し、遠方からの来街者に過度に依存することなく、住む人と訪れる人が「しあわせ」を共創する持続可能なまちを実現することを目指し、下記の３つを基本的な方針として定めて、新たな計画を策定します。

目指す中心市街地の都市像

多様性と包摂性の確保により

住む人と訪れる人が「しあわせ」を共創する持続可能なまち

基本的な方針１　　住む人にも訪れる人にも快適で楽しいまちづくり

基本的な方針２　　人も地球も元気になるまちづくり

基本的な方針３　　文化やまちの個性を磨き高めるまちづくり

（2）中心市街地の活性化の目標

「多様性と包摂性の確保により 住む人と訪れる人が『しあわせ』を共創する持続可能なまち」の実現を目指し、３つの基本的な方針に基づき、４つの目標を設定して、取組を進めます。

目標１：まちなかの定住者を増やす

移住支援策を充実させるとともに、インクルーシブ公園、特別支援教育サポートセンター、小中学校やこども図書館の整備等を通じ、子育て世代をはじめとして、誰にとっても住みやすいまちづくりを推進します。

数値目標	基準値	目標値
中心市街地の 45 歳未満人口の年間社会動態	－15 人/年 （平成 29～令和２年平均）	＋60 人/年 （令和 8 年）

目標２：ウォーカブルなまちなかを形成する

駐車場や空き家などの賑わい施設への転換、歩行空間の創出・充実、河川や用水等の水辺を活かした賑わいの創出、良好な景観の形成などを通じて、訪れ、滞在したくなるまちづくりを推進します。

数値目標	基準値	目標値
主要商業地の休日（１日間）の歩行者・自転車通行量	59,155 人 （令和 2 年）	103,600 人 （令和 8 年）

目標３：公共交通を優先したまちなかの交通環境を整える

バス、シェアサイクル等公共交通の利用環境（MaaS 含む）を充実させることにより、まちなかを訪れる手段に占める自家用車の割合を下げます。このことにより、CO2 排出量や交通事故の危険性を減少させ、人にも地球にも優しいまちの実現につなげます。

数値目標	基準値	目標値
まちなかにおける自動車分担率	45 % （平成 30 年）	42 % （令和 8 年）

目標４：歴史文化資産を活かし市民・来街者を引きつける

これまでに培われてきた歴史・文化を守り、磨き高めるとともに、最先端の技術等を活用し、それらに付加価値を与え、新たな文化を創出します。またそれらの価値を広く市民に伝え、金沢のまちの価値を再認識し、親しんでもらうためのイベント等を開催します。

数値目標	基準値	目標値
中心市街地の市文化施設（14 施設）と 金沢未来のまち創造館の利用者数	171,206 人 （令和 2 年）	357,000 人 （令和 8 年）

（3）主な事業

土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

【市街地の整備改善の必要性】

河川空間を含む公共空間の利活用による賑わいの創出、無電柱化事業等による文化的景観の維持、歩行空間のバリアフリー化、インクルーシブな公園の整備を進め、障害の有無に関わらず、住民、来街者双方にとって快適で楽しい環境を整備することは、交流人口の拡大による中心市街地の商業の活性化やまちなか定住の促進のために必要です。また、老朽化した商業・業務施設や、無秩序に散在する低未利用地等を解消し、新たな施設へ更新を図ることは、中心市街地のにぎわいを継続させていくために必要です。

公共空間利活用事業

公共空間利活用のスケジュール調整等を行うコーディネーターの配置や、公共空間の利活用に関する協議会の運営を行います。まちなかアートの利活用の方法について検討します。

片町四番組海側地区市街地再開発事業

民間により、片町地区の老朽ビルを更新し、商業施設・宿泊施設・住宅を再整備します。

犀川周辺エリア利活用推進事業

犀川周辺の公共空間等を利活用し、まちなかに新たな価値を生み出すとともに、エリア一帯の魅力を向上させ、賑わいの連続性を高めます。

無電柱化事業

住民の合意形成を図り、低コストの手法を組み合わせた金沢方式無電柱化事業を推進します。

夢ある公園再生・活用事業

玉川公園を、インクルーシブ機能を備える公園に再整備します。

都市福利施設を整備する事業に関する事項

【都市福利施設の整備の必要性】

既存ストックを活用しながら、小中学校、特別支援教育サポートセンター、児童館などの整備を促進することは、まちなかの子育て環境を向上させることにより、まちなか居住の魅力を高め、子育て世代のまちなか定住者を増加させるために必要です。このことは、不確実性の増す今日において、過度に遠方からの来街者に頼らずに中心市街地を活性化することにもつながります。

注）都市福利施設：教育文化施設（学校、図書館等）、医療施設（病院、診療所等）、社会福祉施設（高齢者介護施設、保育所等）等

玉川こども図書館・公文書館整備事業

児童が読書に親しみ、自発的に学習できる場としてのこども図書館及び、歴史的、文化的に重要な公文書が保存され、閲覧できる公文書館を整備します。

金沢こども広場事業

金沢駅あんと内において、乳幼児の親子が気軽に集い、一緒に遊びながらふれあい、交流する場を提供するとともに、子育て相談や情報の提供、子育て支援事業を実施します。

特別支援教育サポートセンター等整備事業

中央小学校芳斎分校の改築に併せて、小将町中学校特学分校を移転するとともに、特別支援教育の新たな拠点を整備します。併せて、芳斎分校に隣接する芳斎公民館及び芳斎児童館を取り込み、一体的に整備します。

近江町交流プラザ運営事業

生涯学習活動の場や親子の集いの場、食育推進の場等を提供することで、市民の世代間交流や子育てを支援します。

公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

【まちなか居住の推進の必要性】

新規の住宅供給を進め、利用者のニーズに合わせながら、住宅の新築・購入等に対する支援制度の充実を図りつつ、地域交流活動の促進により地域コミュニティの活性化を目指すことにより、誰もが安心して暮らせる住環境を創出し、区域外からの転入者を増加させることが必要とされています。

また、地方の人口減少が危惧されている状況において、まちなか区域の歴史的資産でもある「金澤町家」でのまちの歴史を感じる暮らし、緑に彩られた町家が立ち並ぶ美しいまちなみなど、本市の中心市街地でしか味わえない暮らしの魅力を発信することで、他地域との差別化を図り、県外からの定住促進を図ることも必要です。

加えて、大学が多く立地する本市の強みを生かして、まちなかで居住し活動する学生を増加させる取組も必要です。

「学生のまち・金沢」推進事業

学生の力を地域に生かす活動を展開します。

金沢学生のまち市民交流館を拠点に、学生をまちなかに呼び込む施策の充実を図るとともに、まちなかでのイベントや地域連携事業等を通じて、地元住民と学生との交流を図ります。

歴史的まちなみ修復事業

歴史的まちなみを維持してきたこまちなみ保存区域（７地区）における、まちなみ景観向上のための地元主体の計画づくりを支援し、建築物の外観改修等について助成します。

金澤町家再生活用事業

金澤町家の再生活用を推進するため、建築物の内外部の修繕・補強などに対し助成します。

まちなか定住促進事業

まちなか区域において、定住人口の増加を図るため、戸建て住宅や共同住宅の建設、購入に助成します。

豊かな都市環境を有する金沢ならではの生活を提案する事業を首都圏等で展開します。

中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、中心市街地特例通訳案内士育成等事業その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

【経済活力の向上の必要性】

商業の活性化のために欠かせない交流人口の拡大を図るため、中心市街地の歴史的、文化的資産を活用した魅力発信、イベント開催に取り組むとともに、来街者の消費活動を促すため、幅広い年代やインバウンドに対応したモノ消費に限らない魅力的な商業環境の整備、大型テナントの誘致を進めていく必要があります。

また、アフターコロナを見据えた観光施策の充実や、木の文化都市創出、最先端技術を活用した新たなビジネスや食・工芸の付加価値の創出など、新たな価値の創出を商業の活性化につなげていく必要があります。

まちなかﾐｭｰｼﾞｯｸ＆ｱｰﾄｽﾄﾘｰﾄ開催事業

中心商業地の広場等でアマチュアパフォーマーによるイベントを開催します。

文化発信イベント開催事業

茶屋文化や工芸などの伝統文化等、金沢の文化を発信するイベントやプログラムを企画・実施します。

都心軸集客力向上店舗整備事業

都心軸沿いにふさわしく、かつ広域的な集客力がある店舗（衣服・伝統工芸品等販売、健康スポーツ関連施設、「コト消費」につながる店舗）を整備する法人に対して内外装工事費を支援します。

金沢未来のまち創造館交流・創造推進事業

「金沢未来のまち創造館」を活用し、最先端技術を活用した新たなビジネスや食・工芸の付加価値の創出と子供たちの独創力の育成を推進します。

いきいきギャラリー運営事業

商店街の空店舗を利用し、地域住民の参加と協力により、高齢者・障害のある方の手作り商品を販売し、社会参加と自立支援を促進します。

シビックテックイベント開催事業

ICTを活用したまちづくりや地域の課題解決に取り組む「シビックテック」活動を広く市民に周知し、市民協働を促進します。

商店街地域ｺﾐｭﾆﾃｨ活性化推進事業

複数の中心商店街で、集客力のあるイベントを開催することで、魅力ある商業環境を作り、にぎわいの創出と中心市街地の活性化を図ります。

現代建築レガシー継承事業

著名建築家による国内外から評価の高い現代公共建築を継承するため、長寿命化等のガイドラインを作成します。

上記事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

【公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性】

中心市街地の求心力向上やまちなか定住を促進するため、公共交通ネットワークの再構築や鉄道、バス、車の連携による交通環境の改善など、公共交通の利便性向上を図ることが必要です。

また、交流人口の拡大を図るうえで、公共シェアサイクル等の充実による中心市街地内の移動環境の向上がまちなかの活性化のために必要です。

【特定事業の推進の必要性】

本市は令和２年度にＳＤＧｓ未来都市・自治体モデル事業に選定されており、ＳＤＧｓツーリズムの推進を通じて、まちなかを持続可能な形で発展させるための取組が必要です。

モビリティ・マネジメント事業

大学生、高齢者、親子等、幅広い層に向けて、過度に自動車に依存しない意識を育み、公共交通機関を利用したまちなかへの来街や周回を促進します。

ＳＤＧｓ未来都市計画推進事業

多様な主体と連携し、ＳＤＧｓツーリズムを推進し、国内外から責任ある観光客を呼び込む事業を実施します。

金沢型次世代交通サービス推進事業

金沢に相応しい次世代交通サービスの実現に向け、金沢Ｍａａ Ｓコンソーシアムを設立し、共通１日フリー乗車券アプリや自動運転等の実験を実施します。

金沢交通コンシェルジュ設置事業

二次交通等目的地までの移動手段をわかりやすく案内するため、金沢駅東広場にある案内所に、案内人を配置し、交通案内機能の充実を図ります。

３．基本計画の総合的かつ一体的な推進に向けて

（1）推進体制

金沢市中心市街地活性化協議会の設置

中心市街地の活性化に関する法律第 15 条第 1 項の規定に基づき、基本計画並びに認定基本計画及びその実施に関し必要な事項その他中心市街地の活性化の総合的かつ一体的な推進に関し必要な事項について協議するため、本市では平成 19 年 1 月 29 日、金沢市中心市街地活性化協議会を設置し、関係者の緊密な連携と協力体制のもと、基本計画の策定、中心市街地活性化に資する事業の実施等、中心市街地活性化に積極的に取り組む体制を整えています。

(株)金沢商業活性化センターの活用

平成 10 年 10 月、中核市金沢にふさわしい中心商業地の魅力と活力を取り戻すため、金沢市・金沢商工会議所及び商業者等が一致協力し、まちづくり機関として(株)金沢商業活性化センターを設立し、商業施設プレーゴの整備と運営管理、共通駐車券の発行による駐車場ネットワーク事業、各商店街が連携してのイベント開催等を実施してきました。

(株)金沢商業活性化センターは、中心市街地活性化の司令塔として必要不可欠な組織であるとの認識から、引き続き本市と協働して中心市街地の活性化に取り組むとともに、中心市街地活性化協議会においても、主要な構成員として、中心部の活性化の総合的かつ一体的な推進に取り組んでいきます。

庁内の推進体制

庁内プロジェクトを設置し、全庁的な推進体制をもって、中心市街地活性化に取り組んでいます。

（2）様々な主体の巻き込み及び各種事業等との連携・調整

市民・学生等との連携

市民参加・協働によるまちづくりのため、住民と市とが協働で話し合う「まちづくりミーティング」や、地域団体の自主的な提案により地域と行政が協働で取り組む「協働のまちづくりチャレンジ事業」等を実施しています。また、学生、地域、行政等が連携し、まちなかを活性化する事業に取り組んでいるほか、中心市街地における学生の社会参加やまちなかのコミュニティの推進を図っています。

民間事業者との連携

金沢市中心市街地活性化協議会を中心として、各種事業者、団体とより一層の協力体制を構築することで、中心市街地の活性化に民間事業者の発想等を取り入れ、個別事業を効率的・効果的に推進していきます。